変更内容の確認に要する期間

	設置者の変更 （設置代表者又は 経営担当役員の変更を除く）	設置者の変更 （左記以外の場合）	教育課程の変更			
地方局等への 報告時期	新規開設と同様 （4月末及び10月末まで）	毎月末まで	1月末まで	4月末まで	7月末まで	10月末まで
確認終了時期（目安）	11月上旬又は翌年の5月上旬	報告のあった 翌々月	8月上旬	11月上旬	翌年の2月上旬	翌年の5月上旬

	校長・教員の変更	定員又は校地・校舎の変更				学則又は事務局の事務を統括する職員の変更
地方局等への 報告時期	毎月末まで （例：1月末の場合）	1月末まで	4月末まで	7月末まで	10月末まで	毎月末まで
確認終了時期（目安）	教育機関から報告のあった 月の5か月後の上旬 （例：6月上旬）	5月上旬	8月上旬	11月上旬	翌年の2月上旬	報告のあった 翌々月

（注1）変更する内容が複数ある場合は、変更内容全てを同時に確認することとなるため、例えば教育課程の変更と併せて定員の増員を行う場合には、当該変更に係る確認終了時期の目安は教育課程の変更に記載している時期となります。

（注2）変更内容を確認中であっても在留資格認定証明書交付申請は受け付けますが、告示基準に適合していない点がある場合、例えば教育課程の新設において告示基準に適合していない場合には当該課程への入学予定者について、定員の増員であれば増員分の入学予定者については、在留資格認定証明書が交付できないことから、入学希望者の募集に当たっては御留意ください。

（参考）入学時期と在留資格認定証明書交付申請時期等の目安（入学希望者が多いことからあらかじめ申請日を設定している場合がありますので、具体的な日程は管轄の地方入国管理局へお問い合わせください。）

4月期生：11月末～12月頃申請、翌年の2月中旬～末頃交付
7月期生：3月頃申請、5月中旬～末頃交付
10月期生：6月頃申請、8月中旬～末頃交付
1月期生：9月頃申請、11月中旬～末頃交付